

求職者支援窓口運営業務に係る事業提案Q & A

番号	質問	回答
1	<p>現行のメインビジュアル(再委託業者を含む)を必ず利用しなければならないのか、ご教示ください。</p>	<p>広報業務について、令和5年度も現行のメインビジュアルを使用して、ホームページ・パンフレットなどの全体広報の実施を想定しています。</p>
2	<p>仕様書12ページ イ(イ)立替払は認めないとは、受託事業者が立替ではいけないという意味か、あるいは実習生が立て替えてはいけないのか、「立替払」の意味を具体例でご教示ください。</p>	<p>実習給付金事務について、「立替払」とは、受託事業者が実習生への給付金等を京都府から受領する前に、実習生に立て替えて支払うことを指します。</p>
3	<p>P13 (9)イ「就業サポートセンターからJPカレッジに～毎月1回以上を目安として開講」とありますが、「就業サポートセンターからJPカレッジに」の部分の理解が及ばず、どのような体制かご教示ください。また、スキルアップ事業の仕様書では年間6回以上となっているが、一方、当仕様書では毎月1回以上目安として開講とあるが、この差異はどのように理解すればよいかもご教示ください。</p>	<p>京都JPカレッジ業務との連携について、スキルアップ事業のJPカレッジと連携の上、カウンセラーからセミナー担当者へ毎月のJPカレッジの講座とは別に就労に必要と思われる内容を適宜オーダーし、JPカレッジの業務としてオーダーメイド講座を実施します。「毎月1回以上目安」とは、必要に応じて実施することを想定しており、毎月の開講を必須としておりません。</p>
4	<p>「(※10)上表の人数は、原則として、1,891 時間(1 日を 7.75 時間とした場合、概ね週 5 日勤務)～」またその他の総労働時間も同様に年間244日であることを基準として算出されていますでしょうか。令和5年度の営業日数(実働日数)は243日という認識でしたのでご教示ください。</p>	<p>人員配置体制について、概ね週5日勤務とは年間244日で積算していますが、令和5年度はお見込みのとおり年間243日で算出させていただいて結構です。</p>
5	<p>企業への実習は正規雇用でのマッチングを最終目的としていることから、実習参加前に企業との書類選考・面接等一連の就職活動後に実習決定と考えるべきであるのかご教示ください</p>	<p>給付型職場実習について、実習前の書類選考・面接等の選考は実施してはいけません。</p>
6	<p>雇用保険受給中の方においては、対象外となるのか？もしくは、実習給付金を収入として申告すれば参加可能となるのか？収入と捉えるのか等、この制度の仕組み(扱い)を具体的に教示ください。</p>	<p>給付型職場実習について、主な対象者は正社員就労の経験が無く、非正規雇用の経験も乏しい方や離転職が多くキャリア形成が不十分な方等を想定しているため、雇用保険受給中の方は対象外となります。</p>
7	<p>正社員求人がある企業での実習が大前提であるのかご教示ください</p>	<p>給付型職場実習について、実習目的は正規雇用を目指すものですが、必ずしも実習先が就職先になるとは限らないため、求人のある企業に限定した実習先とする必要はありません。なお、企業開拓においては京都ジョブパークの企業支援事業のリソースを最大限活用していただきます。</p>
8	<p>ここでいう誘導とは、JPカレッジ→就業サポートセンターへの主担当コーナー変更を指すのか？目標に対する成果・効果測定はどのように判断するのか？ご教示ください。</p>	<p>京都JPカレッジ業務からの誘導率について、誘導とは、JPカレッジ等セミナーをきっかけとした新規登録者を就業サポートセンターの就職相談に繋げることを指し、他で委託するスキルアップ支援業務と連携して、誘導数・誘導率を捕捉します。</p>
9	<p>「求職者への実習給付金等について、所要額を京都府に請求し、京都府からの交付経費から支出することとする。(中略)支給額の総額は4,800,000円を上限とし～(以下略)。」とあるがこちらは支出事務のため、「企画提案募集要項」の記載のとおり、委託費には含めないという認識で相違ないか。また、同項(7)の「給付型職場実習を受入れた事業所に対し、協力金を支給すること。(中略)支給額の総額は4,000,000円を上限とし～(以下略)。」についても業務としては支出事務であるが、こちらも同様に委託費には含めないという認識で相違ないか。もしくはこちらは委託費に含めるのかご教示ください。</p>	<p>求職者への実習給付金等について、京都府からの交付経費から支出するため、委託費には含めません。一方、実習受入先事業所への協力金については、支出事務と別に通常業務内(委託費に含む)で実習受入先に支給するものであるが、他の経費に流用できないものとしており、執行残額が発生した場合は、委託金額を減額することとなります。</p>